

都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城工業高等専門学校施設管理規則（以下「施設管理規則」という。）第7条及び都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター規則第10条に基づき、都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター（以下「センター」という。）の利用について定める。

(利用の範囲)

第2条 センターの利用は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 企業等との共同研究、受託研究及び技術相談等の研究交流
- (2) 国や自治体が主導する国、県、市等の研究開発プロジェクト事業の実施
- (3) 技術セミナー、技術研修会、各種会議等の開催及び公開講座等の開講
- (4) その他、地域連携テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、地域連携テクノセンター長（以下「センター長」という。）が認めたもの

(利用資格)

第3条 センターの利用資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前条各号の一に該当する目的で来校する企業、団体又は個人
- (2) 本校の教職員
- (3) その他、センター長が認めた者

2 学生のみでの利用は、第5条第5項に定める利用申請に基づき利用許可されている場合を除き、許可しない。

(利用可能な施設等)

第4条 センターにおいて、利用可能な施設等は、共同実験室、農商工連携推進室、地域連携推進室、技術相談室（以下「実験室等」という。）、多目的会議室及び実験室等に設置された機器等（以下「機器等」という。）とする。

(利用申請)

第5条 実験室等を利用しようとする本校の教職員は、別表1に定める地域連携テクノセンター施設・機器等利用申請書（以下「申請書」という。）（様式第1）をセンター長に提出しなければならない。

2 実験室等（共同実験室を除く。）を利用しようとする企業、団体又は個人は、申請書（様式第2）をセンター長に提出し、併せて、施設管理規則第9条に定める不動産貸付申請書（別紙様式第1号）をセンター長を通じて本校不動産管理役（以下「不動産管理役」という。）に提出しなければならない。

3 機器等を利用（利用期間が1日を超えて連続して専有する場合に限る。）しようとする本校の教職員は、申請書（様式第1）をセンター長に提出しなければならない。なお、利用期間が1日以内の一時使用の場合は、第6項の規定を準用するものとする。

4 機器等を利用しようとする企業、団体又は個人は、申請書（様式第2）をセンター長に提出しなければならない。ただし、利用期間は、1日以内の一時使用に限るもの

とする。

- 5 学生が教員と共同で実験室等又は機器等を利用する場合は、担当教員の指導の下、担当教員が第1項又は第3項の規定に基づき申請しなければならない。
- 6 多目的会議室を利用しようとする本校の教職員は、本校が利用するグループウェアによる事前の利用予約により、センター長に届出なければならない。

(利用許可等)

第6条 前条第1項、第3項及び第5項で定める申請が本校の教職員からあったときは、利用期間が1日以内の一時使用の場合（前条第3項のなお書きの場合を除く。）は、センター長がその利用の可否を決定することができ、利用期間が1日を超える場合は、センター長は、委員会の議を経て、利用の可否を決定する。

- 2 前条第2項で定める申請が企業、団体又は個人からあったときは、センター長及び不動産管理役は、委員会の議を経て、利用の可否を決定する。
- 3 前条第4項で定める申請が企業、団体又は個人からあったときは、センター長がその利用の可否を決定することができる。
- 4 センター長は、前3項により利用の可否を決定した場合は、その結果を別表第2又は別表第3に定める様式により利用責任者等に通知する。

(利用料等)

第7条 企業、団体又は個人が実験室等を利用する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産貸付事務取扱要領不動産貸付料算定基準に基づき算出された貸付料を負担しなければならない。

- 2 企業、団体又は個人が機器等を利用する場合は、本校が別途定める利用料を負担しなければならない。
- 3 前2項に定める貸付料又は利用料は、本校出納命令役の発行する請求書により、原則として利用開始までに納入しなければならない。
- 4 第1項の実験室等の利用による光熱水費は、本校出納命令役の発行する請求書に基づき納付期限までに納入しなければならない。

(利用期間)

第8条 実験室等の利用期間は、原則として1年以内とする。ただし、1年を超えて引き続き利用を希望する場合、当該利用責任者は、利用終了日の90日前までに、第5条に定める利用申請を改めて行うものとし、再延長を希望する場合も同様とする。

- 2 同一の研究テーマによる共同実験室の利用期間は、原則として2年以内とする。ただし、特別な事由がある場合は、2年を超えて同一の研究テーマでの利用申請を行うことができる。

(利用報告書の提出)

第9条 共同実験室の利用責任者は、利用期間終了後30日以内に共同実験室利用報告書（様式第7）をセンター長に提出するものとする。なお、1年以上にわたって利用する場合は、1年ごとに提出するものとする。

(利用の取消し)

第10条 実験室等について、利用責任者及び当該実験室等を利用する者（以下「利用者」という。）が申請した内容と著しく異なる利用をした場合、センター長は、利用の許可を取り消すことができる。

（原状回復の義務）

第11条 利用者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに実験室等又は機器等を原状に復し、明け渡さなければならない。

(1) 許可された利用期間が満了したとき

(2) 利用を中止したとき

(3) 利用許可の取消しを受けたとき

（機器の管理）

第12条 センター所有の機器等については、センター長の管理とする。

（弁償責任）

第13条 利用者の故意又は重大な過失により施設、設備等を毀損したときは、当該利用者はその損害を弁償しなければならない。ただし、原状に復した場合はこの限りでない。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。